

令和2年1月閉会中 厚生環境常任委員会の主な質問等

令和2年1月22日

発 言 者	発 言 要 旨
【請願8号の審査】 小松副委員長	12月定例会から状況が変わらず引き続き検討が必要であり、継続審査としてはどうか。
【請願9号の審査】 小松副委員長	12月定例会から状況が変わらず引き続き検討が必要であり、継続審査としてはどうか。
【請願10号の審査】 小松副委員長	12月定例会から状況が変わらず引き続き検討が必要であり、継続審査としてはどうか。
【所管事項に関する質問】 原田委員	障がい者と支援サービスをつなぐため、障害福祉サービスの利用計画等を作成する相談支援専門員の1人当たりの担当件数には、上限がないという理解で良いか。
障がい福祉課長	国では標準担当件数を示しているが、標準担当件数を超えた場合のペナルティもないため、上限はない。
原田委員	国で示している標準担当件数は何件か。
障がい福祉課長	1か月当たり35件である。
原田委員	ペナルティがないことで、本県の相談支援専門員の業務負担が非常に増えていると聞く。本県の相談支援専門員1人当たりが担当する件数はどうか。
障がい福祉課長	事業所ごとの件数はわかるが、1人当たりの担当件数は把握していない。
原田委員	1人当たりの担当件数が100件を超える事業所も複数あり、相談支援専門員が体を壊してしまいそうだとの声も聞く。一方、利用者からは、相談支援専門員に相談したが、相談を取り合ってくれないという声も聞く。相談支援専門員を通さないと障害福祉サービスの利用計画を作ってもらえず、サービスも利用できない状況で、早めに対策を講じないと本県の相談支援専門員が倒れてしまうのではと危惧しているが、相談支援専門員の資格の要件を緩和することは可能か。
障がい福祉課長	相談支援専門員は、国が定める一定の資格と実務経験年数の要件を満たした方が、県が実施する研修を受講することで業務を行うことができる。要件は国で定めるため、県で緩和措置をとることはできない。
原田委員	行政機関で相談業務に従事すれば実務経験として認められるが、株式会社やNPO等の民間事業者で相談業務に従事しても、その機関が行政の指定を受けた介

発 言 者	発 言 要 旨
障がい福祉課長	<p>護保険事業所や障害福祉サービス事業者でない限り、実務経験として一切認められないのが今の制度である。これを、県の条例や裁量等で、民間事業者での相談実績を実務経験としてみなすよう緩和することはできないのか。</p>
障がい福祉課長	<p>法律や国の通知等を根拠としており、県の裁量で特例を設けることはできない。</p>
原田委員	<p>この場合、相談支援専門員は増員できず、1人で100件を超えるケアプランを担当したままになる。ある事業者からは、現状でも多忙な相談支援専門員に新たにひきこもり対策のケアプラン作成をお願いできないと聞く。何か打開策はないのか。</p>
障がい福祉課長	<p>県では、平成18年から相談支援従事者に対する研修を実施しており、これまでに1,151人が研修を修了している。しかし、修了者の全てが相談支援従事者に就いているかは把握していないが、まずは研修受講者を確保していきたい。また、研修後すぐにケアプランを作成できるわけではなく、職場でのOJT等を通して作成できると聞いているため、そうした研修後のフォローをしていきたい。</p> <p>報酬体系上、一人当たり40件以上担当すると給付費が下がるが、事業所の事情で100件を超えるところもあると承知している。事業所の指導主体である市町村に対し県としても助言を行うとともに、県でも人材育成に取り組みたい。</p>
原田委員	<p>相談支援専門員の業務の過重は、相談の質の低下にもつながる。まずは、相談支援専門員1人が担当する件数を把握し、過剰な業務負担とならないように行政としてあり方を検討してほしい。</p>
障がい福祉課長	<p>相談支援専門員1人が担当する件数は、アンケート調査を実施するなどして把握する必要があるが、常日頃から県の自立支援協議会を通し相談支援専門員協会と密に連携して事業を進めているので、協会の話も聞きながら対応したい。</p>
原田委員	<p>是非アンケートを実施してほしい。</p>
遠藤(和)委員	<p>新型コロナウイルスの特性や県内で感染者が発生した場合の対応はどうか。</p>
薬務・感染症対策室長	<p>新型コロナウイルスは、感染症予防法での位置付けがまだ決定しておらず、万が一、県内で感染が確認された場合は、感染症指定医療機関で治療を行うことになる。</p> <p>感染症指定医療機関は、感染拡大防止のための一定の設備が整っていることが要件で、県内では県立中央病院、県立河北病院、県立新庄病院、日本海総合病院、公立置賜総合病院の5つが指定され、県では当該病院に対し、施設整備の補助等を行っている。</p> <p>また、県の対策として新たな感染症の発生に備え、日頃からマスクやエプロン等の資機材の備蓄、微生物のモニタリング、患者移送体制の整備、患者発生時の医療機関からの報告体制の整備等を行っており、引き続き適切な運用を行いたい。感染経路は、一般的な感染症と同様に、くしゃみ、咳等による飛沫感染と考えられるため、手洗い、アルコール消毒、咳エチケット等について周知徹底を図</p>

発 言 者	発 言 要 旨
遠藤(和)委員	<p>りたい。</p> <p>インフルエンザには特効薬があるが、新型コロナウイルスに特効薬はあるのか。</p>
薬務・感染症対策室長	<p>一般的に、ウイルス感染症に特効薬は無いが、例外的にインフルエンザには特効薬がある。したがって、新型コロナウイルスに罹患した場合は、感染症指定医療機関に入院し、治療を行うなどの対処療法が中心になる。</p>
遠藤(和)委員	<p>これから中国では春節を迎え、多くの観光客が本県を訪れると考えるが、県の対応についてどう考えるか。</p>
薬務・感染症対策室長	<p>先述の対策や予防方法について、周知に努めたい。</p>
田澤委員	<p>過去に発生したSARSやMARS等と同様の対応になるのか。</p>
薬務・感染症対策室長	<p>同様の対策となる。</p>
田澤委員	<p>人員体制は何人ぐらいか。</p>
薬務・感染症対策室長	<p>病院毎に人員体制は異なるが、基準を満たした体制になっている。</p>
田澤委員	<p>以前に比べ、本県を訪れる中国人が大幅に増加している。本県でも、新型コロナウイルスが発生するという前提で対応してほしい。</p>
小松副委員長	<p>検体検査から新型コロナウイルスへの感染が確認されるまでどれくらいかかるのか。</p>
薬務・感染症対策室長	<p>保健所で検体を確保し、今のところは、国立感染症研究所に送付することになる。そこから、検体の検査が始まるため、2日くらいはかかるものと認識している。</p>
小松副委員長	<p>インフルエンザは数分で感染の有無を確認できるが、新型コロナウイルスはそうはいかない。発熱があれば、迷わず受診すべきと考えて良いか。</p>
薬務・感染症対策室長	<p>医療機関で症状を聞き取りするため、発熱等があれば受診してほしい。</p>
小松副委員長	<p>検体検査から新型コロナウイルスの感染確認まで2日かかるのであれば、その間に感染を拡大させる懸念もあるが、新型コロナウイルスと予見できるような特</p>

発 言 者	発 言 要 旨
医療統括監	<p>徴はあるのか。</p> <p>風邪の約3割は、一般的なコロナウイルスによるものと言われている。そのコロナウイルスが変異して新型となった。これが肺炎を引き起こしやすく、問題視されている。厚生労働省から、対応に係るフローチャートが示されており、各保健所において共有している。新型コロナウイルスに対する特別な治療方法は無いが、このフローチャートに基づき適切に対応していく。</p>
遠藤(和)委員	<p>2050年までにCO₂排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明している自治体が数多くあるが、山形県内では今のところ1団体もない。気候変動など環境問題が全世界的にクローズアップされている中、この「ゼロカーボンシティ」の表明に対する山形県の考え方はどうか。</p>
環境企画課長	<p>「ゼロカーボンシティ」の表明については、昨年12月のCOP25開催にあたり環境省が各自治体に呼び掛け、これに呼応する自治体があったものである。国は昨年6月に策定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」で、温室効果ガス排出量を2050年までに80%削減するとし、実質ゼロとするのは「今世紀後半のできるだけ早期」としている。</p> <p>本県の排出量削減目標については、山形県地球温暖化対策実行計画の中で定めており、2013年度比で2020年にマイナス19%、2030年度にマイナス26%としている。これは国の目標と同じであり、2050年度についても同様に2013年度比マイナス80%と定め、「低炭素社会の構築」を目指すこととしている。</p> <p>県全体としては現在、第4次山形県総合発展計画（仮称）を策定中であるが、中間報告で「地域温暖化を防ぐ脱炭素社会づくり」が盛り込まれていることから、方向性としては、将来的に脱炭素を目標に取り組むのは間違いのないところであり、この目標年度をどこにおくかということになる。</p> <p>県としては、現行の県地球温暖化対策実行計画が来年度で最終年度になるため、次期計画策定作業の中で、これまでの取組みの検証・分析や温室効果ガスの将来推計等を踏まえ、外部有識者の意見などもお聞きしながら、新たな目標や実質ゼロの目標時期について検討していきたい。</p>
遠藤(和)委員	<p>宣言した自治体数は1月7日時点で12都府県で、東京都や大阪府など人口が多いところでも宣言がなされている。来年度検討ということで、宣言しないわけではないと捉えたが、やはり目指すところは「CO₂排出ゼロ」であると認識している。表明する、しないの意気込みはどうか。「ゼロカーボンシティ」宣言までたどり着きたいのか。</p>
環境企画課長	<p>脱炭素については、次期総合発展計画の中間報告の中にもすでに表明されており、次期地球温暖化対策実行計画も脱炭素を踏まえた計画になっていくものと考えられる。省エネ、再生可能エネルギー導入、森林吸収源対策を併せて推進するなど、県としてできることをしっかり進めたい。さらに2050年に向け、その次代を担うことになる若者世代の人材育成のため、環境教育も柱として進めていきたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
阿部委員 循環型社会推進課長	<p>山形県循環型社会形成推進計画における一般廃棄物の排出量の状況はどうか。</p> <p>現行の計画は平成 23 年度から令和 2 年度までが計画期間となっている。一般廃棄物の排出量については、最新の値である 29 年度が約 39,500 t である。28 年度と比較して 2,380 t ほど減少しているが、2 年度の目標値に対してはまだ上回っている状況にある。引き続き市町村とともに食品ロスなどをはじめ、ごみの削減やリサイクルの取組みを一層進めていきたい。また、事業系の一般廃棄物についても、企業に対してごみの発生抑制や減量化の普及啓発を行っていきたい。</p>
阿部委員 循環型社会推進課長	<p>ペットボトルのリサイクルの状況はどうか。また、ペットボトルのキャップを集めてワクチン支援に充てるといった取組みもあるが、どう取り組んでいるのか。</p> <p>ペットボトルについては、市町村が分別回収したり、スーパーなど店頭において回収している状況である。これらは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が決定した業者が引き取って再生利用されている。</p> <p>また、キャップについては、県庁では分別して回収し、山形市内の処理業者を経由してNPO法人エコキャップ推進協会に引き渡され、再生プラスチックの原料などに使われている。この利益の一部は、医療や障がい者支援、子どもたちへの環境教育といった社会貢献活動に充てられていると聞いている。総合支庁でも同様の形で回収している。</p>
阿部委員 循環型社会推進課長	<p>事業所関係、コンビニなどでは、ペットボトルのキャップが別々でなかったり、シールが貼られているままのものもある。どのような処理がなされているのか。</p> <p>産業廃棄物の廃プラスチックとして処理されている。</p>
阿部委員 循環型社会推進課長	<p>リサイクルを進めるにあたり、山形県では担当アドバイザーがいると聞いているが、どのような取組みをしているのか。</p> <p>企業における 3R の推進をはじめとした環境に関する情報収集や提供、課題解決の橋渡しを行う 3R 推進環境コーディネーターを嘱託職員として本庁に 1 名、庄内総合支庁に 1 名配置している。各総合支庁に配置されている企業振興公社の地域コーディネーターとも連携しながら、企業の環境活動の支援を行っている。</p>
阿部委員 循環型社会推進課長	<p>リサイクル認定制度などを中心となって進めているのか。</p> <p>企業に対してリサイクル認定制度の啓発を行う場合もあるし、直接関わらない場合もある。リサイクル認定制度とは、県内で発生する廃棄物を主たる原料として県内の事業所で製造・加工された製品のうち、品質・精度が均一で安全な製品をリサイクル製品として認定している制度である。現在 51 製品が認定されている。コンクリート製品や土木・農業用の資材、汚泥を使ったたい肥、プラスチックを原料とした食品トレイ・再生トレイ、自動車の廃エアバッグやシートベルト</p>

発 言 者	発 言 要 旨
阿部委員	<p>を使ったバッグなどがある。</p> <p>制度認定のメリットはあるのか。</p>
循環型社会推進課長	<p>補助制度など、販売促進のための支援を県で設けている。</p>
阿部委員 廃棄物対策主幹	<p>様々な災害が起きている中で、県の災害廃棄物処理計画の策定状況はどうか。</p> <p>県の計画は平成30年3月に策定している。</p>
阿部委員 廃棄物対策主幹	<p>各市町村は令和2年度までに策定する目標のようだが、現在の状況はどうか。</p> <p>災害廃棄物は一般廃棄物であり、市町村に処理責任がある。最近、大規模な災害が増えており、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、市町村において災害廃棄物の仮置場などの候補地を盛り込んだ災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定することが重要と考えている。</p> <p>令和2年度まで県内全市町村で策定することとしており、現在、南陽市、鶴岡市、三川町の3市町が策定済み、今年度末まで7市町、2年度早々に2町が策定予定である。</p>
関委員	<p>介護保険に関して、要介護認定者数の状況はどうか。</p>
長寿社会政策課長	<p>平成26年度末が66,108人、27年度末が66,649人、28年度末が65,460人、29年度末が64,300人、30年度末が65,391人、令和元年10月末時点が65,800人である。27年及び28年をピークに少しずつ減少していたが、30年度からは少し増加している。</p> <p>27年度に介護保険の制度改正が行われ、簡易な確認表により介護保険サービスを受給できるようになり、これまで要支援とされ介護認定を受けてきた方が認定者から外れたことや、これまでの介護予防の取組みが一定の効果をもたらしたことで減少してきたと考えるが、一方で、今後は高齢者数が増加することから少しずつ増加しているものと認識している。</p>
関委員	<p>保険者努力支援制度について、令和2年度の評価指標において、予防・健康づくりについて配点割合を高め、成果指標を拡大するとの報道があったが、概要はどうか。</p>
長寿社会政策課長	<p>介護が必要となった高齢者が、以前のように生活をしたいとの思いに応える必要があると認識している。それに応えることが、高齢者の自立した生活と重度化防止につながるものと考えている。また、まずは介護に至らないよう介護予防も重要と考えており、そうした視点から地域ケア会議への支援やサービス提供事業者に対する指導を行っている。</p> <p>厚生労働省では、そうした市町村の取組みを支援すべく、介護の保険者機能強化推進交付金として、市町村が実施する自立支援や重度化防止</p>

発 言 者	発 言 要 旨
関委員	<p>に対する取組みを評価し、その分交付金として市町村に分配することで、介護保険の被保険者の保険料負担軽減に役立てようとする取組みを行っている。来年度は、さらに拡大して実施するとされているが、現時点では、制度の詳細について示されていないため、示され次第、市町村に情報提供しながら進めたい。</p> <p>地域支援事業は、事業所数や拠点数は増加する一方で利用者が伸びておらず、事業者の負担になっていると聞く。地域支援事業の質や利用者確保に向けた支援を考えてほしい。</p>
長寿社会政策課長	<p>地域生活支援事業のうち、比較的要介護度の低い方に適したサービスとして介護予防・日常生活支援総合事業があるが、令和元年度8月時点の県内の拠点数は1,043か所で、昨年度よりも増加している。しかし、提供しているサービスの質について、市町村毎に差が生じてきていることから、県では、人材育成面での研修の開催等の支援を行いたいと考えている。</p>
関委員	<p>医療的ケア児について、当事者に話を聞くと費用がかなりかかっているという。経済的な支援についてどのように考えるか。</p>
障がい福祉課長	<p>在宅で生活するうえでは、様々な用具が必要となるが、例えば車いすであれば障害者総合支援法の自立支援給付の補装具として給付される。また、特殊ベッドであれば、地域生活支援事業の日常生活用具として給付される。利用者負担は、補装具は原則1割だが、所得に応じて月額上限がある。また、日常生活用具は、市町村によって基準額が異なるが、概ね1割負担である。</p>
関委員	<p>医療的ケア児の保護者は体を休める時が無いことから、気軽に預けられる場所を確保することも重要である。また、保護者からは専門的な知識を有する方と懇談する場を地域ごとに開催してほしいとのことだったが、県の考えはどうか。</p>
障がい福祉課長	<p>頂いた意見について、誠実に検討したい。なお、各保健所でも患者家族支援を行ったり、県の難病者相談支援センターでも交流会を企画するなど家族支援を行っている。また、同センターでは、今年度は出張相談として、山形市以外に出張し、相談を行っている。</p>